

令和9年度（2027年度）函館市奨学生（貸与型）募集要項

1 制度の概要

函館市の奨学金制度は、意欲があるにもかかわらず、経済的理由により修学困難な学生または生徒を対象に無利子で貸付を行うものです。

2 申請者の資格（函館市奨学金貸与条例第2条）

函館市の住民票に記載されている者の子弟であって、次の条件を兼ね備えた者。

- (1) 大学院，大学，高等専門学校，高等学校，専修学校の専攻科，専門課程または高等課程に在学すること。
- (2) 学資に乏しいこと。
- (3) 身体健康，学業優秀，性行善良であること。
- (4) 以下の要件を全て備えている市内在住の連帯保証人2名が得られること。

ア 独立の生計を営み奨学金の返済能力があること。（返還開始時に65歳未満の方）

イ 市税を滞納していないこと。

ウ 函館市奨学金や函館市入学準備金の返還を怠っていないこと。

3 申請手続

函館市子ども未来部子ども企画課（市役所本庁舎3階）と戸井・恵山・楳法華・南茅部各支所市民福祉課で申請書類の配布・受付をいたします。申請書は，8月3日から市ホームページからダウンロードできるほか，希望者へは郵送いたしますので，市子ども企画課（21-3288）へご連絡ください。

4 申請書配布・受付期間

令和8年8月3日（月）～10月9日（金）

※申請を郵送で行う場合については，10月9日必着（書留郵便）といたします。

5 募集人員

8名程度

6 貸与金額（月額）（函館市奨学金貸与条例第6条）

短大・大学・大学院	国公立	2万円・3万円から選択
	私立	2万円・3万円・4万円から選択
高等専門学校		1万4千円
高等学校	国公立	1万円
	私立	1万4千円
専修学校	専攻科	3万円
	専門	2万円・3万円から選択
	高等	1万円

7 申請書類（函館市奨学金貸与条例施行規則第3条第1項）

- (1) 奨学生願書（第1号様式）
- (2) 奨学生推薦書（第2号様式）
- (3) 収入を証明する書類（世帯で収入のある者全員分）

ア 給与所得者

令和8年度市民税・道民税特別徴収税額の通知書の写し

※ 紛失した場合などは、令和7年分源泉徴収票の写し

イ 自営業者

※ 紛失した場合や非課税の方は、下記の①②のうちいずれか1部

①令和7年分確定申告書の写し

②令和8年度市道民税申告書（控）の写し（受付印押印済）

※ 電子申告（e-TAX）を行った方は、下記①②の書類を提出してください。

①申告内容確認票

②受付結果（受信通知：メール詳細画面）または即時通知のいずれか1部

ウ 年金受給者

令和7年分 公的年金等の源泉徴収票の写し

- (4) 連帯保証人に係る市税の納税証明書（様式指定）各1部

※納税証明書は、市役所本庁舎2階財務部9番窓口または各支所の税務証明窓口で発行します。

- (5) 提出書類チェック票

8 選考結果および奨学生の決定

函館市奨学資金運営委員会を経て、選考結果を11月上旬に申請者全員に通知いたします。奨学生候補者となった方は、翌年4月の在学証明書の提出をもって正式決定します。

誓約書、連帯保証人の印鑑登録証明書等提出など一連の手続きが必要となります。

9 貸付の方法

年3回（5・8・12月）奨学生名義の口座へ振り込みにより貸与します。

10 奨学金の返還（函館市奨学金貸与条例第7条）

目的の学校を卒業したときや奨学金を必要としなくなり貸与を廃止されたときは、貸付総額を希望する15年以内（貸付総額が150万円を超える場合は、20年以内）の期間で、翌年から年割りで返還することとなります（無利子）。

※貸与された奨学金の返還を1年間怠ったときや、申請内容に偽りがあったとき、貸与の条件に違反したときなどの場合は直ちに全額を返還しなければなりません。

＜返還額の例＞

		貸与年数	貸与月額	貸与総額	返還年数	年額
大学	国公立	4年	30,000円	1,440,000円	15年	96,000円
	私立	4年	40,000円	1,920,000円	20年	96,000円
高等専門学校		5年	14,000円	840,000円	15年	56,000円
高校	私立	3年	14,000円	504,000円	15年	33,600円

11 奨学金返還の猶予（函館市奨学金貸与条例第8条）

次の項目に該当し、返還が困難であると認められた場合、その事由が継続する期間中返還が猶予されます。

- (1) 上級学校に進学した場合
- (2) 災害、負傷、病気その他やむを得ない理由により返還困難であると認められる場合

12 奨学金返還の免除（函館市奨学金貸与条例第9条）

奨学生または奨学生であった者が、死亡または心身障害のため、奨学金の返還が不能になったときに連帯保証人および相続人に支払能力がないと認められる場合は、奨学金の返還未済額の全部または一部について免除することができます。

13 奨学金の廃止、休止（函館市奨学金貸与条例第10条）

奨学生が次の各号の一に該当した場合は、奨学金を廃止または休止します。

- (1) 奨学金を必要としない事由が生じたとき。
- (2) 傷病等により、学業を続ける見込みがなくなったとき。
- (3) 申請内容に偽りがあったとき。
- (4) 休学したとき。
- (5) 学業成績または性行が不良になったとき。

14 お問い合わせ

函館市子ども未来部 子ども企画課

〒040-8666 函館市東雲町4番13号（市役所3階）

TEL (0138)21-3288 FAX (0138)26-6657

Eメール shigaku@city.hakodate.hokkaido.jp